

# 平成25年 春の全国交通安全運動実施要綱

実施期間 4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間  
【交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）】

目的 この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
  - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 3 飲酒運転の根絶
  - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



## 統一主要行事

行事名	実施日	内容
事前街頭指導・広報の日	4月5日（金）	本運動の開始を事前広報するとともに、街頭活動による指導等を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（水）	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」の運動に合わせ、全ての座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用、取付け方法についての広報や自転車の安全利用、飲酒運転の根絶等の交通事故防止対策を推進する。
子どもと高齢者の交通安全推進の日	4月12日（金）	学校、幼稚園、自治会等で行う参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や、一般ドライバーに対して子どもと高齢者の保護を呼び掛ける広報活動を展開する。

静岡県交通安全対策協議会

# 《運動の基本》子どもと高齢者の交通事故防止

新入学児童等を中心とした子ども達を交通事故から守るとともに、増加する高齢者が関連する交通事故を抑止するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

- ア 幼児・児童とその保護者に対する入園・入学時期を捉えた交通安全啓発・教育の促進
- イ 通園・通学時間帯等における街頭での交通安全指導・誘導活動の徹底
- ウ 広報啓発活動等を通じた高齢者自身による身体機能低下の的確な認識及びこれに基づく安全行動の促進
- エ 歩行環境シミュレータをはじめとする交通安全教育機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進
- オ 高齢者保護のための「思いやり パッシング運動」の推進
- カ 夜間外出時の明るい色の服装や自発光式反射材用品等の着用促進に対する啓発活動の実施

## 《運動の重点》

### 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

各機関・団体共通

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と、街頭指導の強化等による自転車の交通ルールの遵守徹底
- イ 二人乗り、傘差し、携帯電話・ヘッドホン使用等の危険性の周知による安全通行の徹底
- ウ 夕暮れ時から早めのライト点灯及び自発光式反射材等の積極的な活用の促進
- エ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- オ 加害事故や受傷事故発生に備えた各種保険への加入に向けた活動の推進

#### <自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

### 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

各機関・団体共通

- ア 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシート使用の徹底
- イ シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和着用効果に関する啓発活動の推進
- ウ チャイルドシートの正しい取付け、使用方法等の周知徹底



### 3 飲酒運転の根絶

各機関・団体共通

- ア 飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- エ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施

### 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施

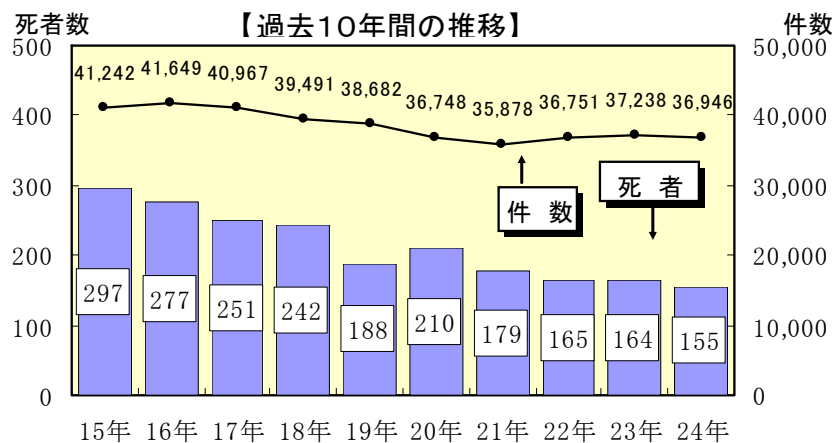
# 平成25年度交通安全運動基本方針のポイント

## 1 平成24年中の静岡県 of 交通事故状況

### (1) 交通事故発生状況

件数	36,946件	(前年比)	-292件	-0.8%
死者数	155人	(前年比)	-9人	-5.5%
負傷者数	48,178人	(前年比)	+123人	+0.3%

### (2) 交通事故統計（過去10年間の推移）



### (3) 事故の傾向について

平成24年中の交通事故による死者数は155人と昭和28年以降最少を記録するとともに、4年連続して最少記録を更新し、死亡事故の減少傾向が定着

しかし、事故発生件数をみると減少はしたものの36,946件（前年比-0.8%）と減少率は低く、下げ止まり傾向が顕著

### (4) 事故類型別件数・死者数

区分	件数	構成率		増減		死者数	構成率		増減	
		構成率	増減	率	構成率		増減	率		
人対車両	対(背)面通行中	381	1.0	-19	-4.8	9	5.8	5	125.0	
	横断中 横断歩道	811	2.2	86	11.9	13	8.4	5	62.5	
	その他	686	1.9	-20	-2.8	26	16.8	-5	-16.1	
	その他	757	2.0	-43	-5.4	2	1.3	-10	-83.3	
小計	2,635	7.1	4	0.2	50	32.3	-5	-9.1		
車両相互	正面衝突	768	2.1	-93	-10.8	10	6.5	-11	-52.4	
	追突	13,984	37.8	283	2.1	7	4.5	-2	-22.2	
	出合頭	9,936	26.9	-368	-3.6	23	14.8	-1	-4.2	
	追越すれ違い時	557	1.5	-13	-2.3	3	1.9	-1	-25.0	
	右左折時	3,907	10.6	-146	-3.6	28	18.1	14	100.0	
	その他	2,985	8.1	234	8.5	6	3.9	3	100.0	
小計	32,137	87.0	-103	-0.3	77	49.7	2	2.7		
車両単独	2,172	5.9	-195	-8.2	26	16.8	-8	-23.5		
踏切	2	0.0	2	皆増	2	1.3	2	皆増		
合計	36,946	100.0	-292	-0.8	155	100.0	-9	-5.5		

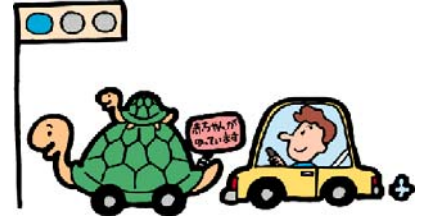
### (5) 追突事故増加について

平成24年中は全人身事故の約4割（13,984件）を追突事故が占めている。  
県では第9次静岡県交通安全計画の目標として、平成25年末までに

年間交通事故死者数 140人以下

事故発生件数 34,000件以下

を目指しており、事故総量削減に向けて追突事故対策が喫緊の課題



## 2 平成25年度交通安全運動基本方針のポイント

### (1) 共通推進事項

第9次静岡県交通安全計画の目標を達成すべく、  
「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に

- ・「ピカッと作戦！」
- ・追突事故の防止

の二本柱によって交通事故死者、人身事故発生件数の総量削減に取り組む。

ア 各種の広報媒体を活用しての広報を実施

イ 地域、職域等における交通安全活動に積極的に参加して、運動の盛り上げを図る

ウ 各季の運動期間中、一機関（団体）一行事を実施



### (2) 「ピカッと作戦！」の展開

ア 各種広報媒体を活用して、具体的で実効性のある事項について積極的に広報を展開

イ 自動点灯ライトや反射材等を備えた安全性の高い自転車の利用

### (3) 追突事故防止対策

ア 発進時における事故発生割合が高いことから、停止時におけるサイドブレーキの活用と前方注視を促すための広報啓発活動を推進

イ 車間距離の保持

ウ 心にゆとりを持った運転の励行

### (4) 広報・啓発の重要性について（追突事故防止対策）

出合頭事故といった交差点関連事故については、警察による取締り活動をはじめとする街頭活動によって抑止効果が期待できる

しかし、追突事故は、脇見や考えごとなど運転者の内因的なことに発生原因が多く、運転者の資質や心がけ次第で防げるものであり  
広報・啓発が最も重要な防止の手段

